東北地理学会

学術大会発表要旨の著作権の取り扱いについて

東北地理学会(以下,本学会)が発行する学術雑誌『季刊地理学』の投稿規定(2023年3月15日)には、「6.その他 4)本誌に掲載された記事の著作権は、本学会に帰属する。」と定められております。また、学術大会における発表要旨は、季刊地理学に掲載されることとなっております。したがって、本学会学術大会で発表される際には、季刊地理学に掲載される発表要旨に関するすべての著作財産権(著作権法第27条及び第28条記載の各権利を含む)を本学会に譲渡し、著作者人格権を行使しないことを同意した上で、お申し込みいただくことになります。同意いただかないと発表することができません。なお、本学会は著作権の管理を一般社団法人学術著作権協会に委託しており、2025年1月から著作物の従来の利用形態(アナログ複写複製、デジタル複写複製、転載複製)に加えてAI利用が加わることを申し添えます。

発表要旨は査読をせず、原稿提出後に著者が修正する機会は原則的にございません。その ため、著作財産権の譲渡は、発表前に発表要旨原稿を提出した時点となります。なお、提出 された発表要旨に誤字・脱字がある場合や、レイアウトの調整など必要になった場合には、 従来通り学会で修正させていただきます。

発表者が自らの発表要旨の内容を利用するときは、特に本学会に届け出る必要はありません。ただし、引用される場合には、出典を明記してください。また、発表者が当該発表要旨を研究の最終成果物とするために他学会等へ投稿することに対しては、本学会は本学会が著作権を保有していることを理由に著作者および他学会等に対し異議申し立てを行うことはいたしません。

発表要旨の執筆にあたっては、既存の出版公表物などに対する知的財産権のいかなる侵害も含まないこと、名誉毀損を生じないこと、その他の問題を生じないようお気を付けください。また、発表要旨についての問い合わせ、苦情、紛争などが発生した場合には、発表者がすべての責任を負うことをご了承ください。